

茨城県報

号外第 1 1 号

平成 2 年 2 月 1 日

木 曜 日

告

示

茨城県告示第 112 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 2 条第 2 項の規定により公有水面埋立ての免許の出願があったので、同法第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

なお、関係書面及び関係図書は、茨城県農林水産部水産施設課及び北茨城市産業部水産課において平成 2 年 2 月 1 日から平成 2 年 2 月 21 日まで縦覧に供する。

平成 2 年 2 月 1 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所

- (1) 申請者の名称 茨 城 県
- (2) 申請者の住所 水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号
- (3) 代表者の氏名 茨城県知事 竹 内 藤 男
- (4) 代表者の住所 水戸市大町 2 丁目 1 番 33 号 県公舎

2 埋 立 区 域

- (1) 位 置 茨城県北茨城市関南町仁井田地先大津漁港区域内の公有水面
- (2) 区 域 次の①の地点から㉔の地点までを順次に直線で結んだ線及び㉔の地点と①の地点を結ぶ平成元年の秋分の満潮位（D.L. + 1.63メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 大津港埋立区域に係わる基準点 2（北緯 36 度 49 分 24.4730 秒 東経 140 度 47 分 21.6659 秒）から 339 度 01 分 18 秒 164.64 メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から 174 度 54 分 29 秒 102.00 メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から 84 度 54 分 29 秒 8.31 メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から 174 度 54 分 29 秒 10.04 メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から 95 度 54 分 29 秒 0.50 メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から 185 度 54 分 29 秒 139.71 メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から 275 度 54 分 29 秒 2.51 メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から 185 度 54 分 29 秒 90.00 メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から 275 度 54 分 29 秒 6.00 メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から 354 度 54 分 29 秒 4.00 メートルの地点

⑪の地点	⑩の地点から 264度 54分 29秒	30.00メートルの地点
⑫の地点	⑪の地点から 354度 54分 29秒	181.00メートルの地点
⑬の地点	⑫の地点から 84度 54分 29秒	4.00メートルの地点
⑭の地点	⑬の地点から 354度 54分 29秒	34.00メートルの地点
⑮の地点	⑭の地点から 264度 54分 29秒	188.00メートルの地点
⑯の地点	⑮の地点から 174度 54分 29秒	34.00メートルの地点
⑰の地点	⑯の地点から 84度 54分 29秒	4.00メートルの地点
⑱の地点	⑰の地点から 174度 54分 29秒	181.00メートルの地点
⑲の地点	⑱の地点から 264度 54分 29秒	30.00メートルの地点
⑳の地点	⑲の地点から 174度 54分 29秒	4.00メートルの地点
㉑の地点	㉐の地点から 264度 54分 29秒	7.50メートルの地点
㉒の地点	㉑の地点から 354度 54分 29秒	90.00メートルの地点
㉓の地点	㉒の地点から 264度 54分 29秒	2.86メートルの地点
㉔の地点	㉓の地点から 354度 54分 29秒	175.24メートルの地点
㉕の地点	㉔の地点から 84度 54分 29秒	0.38メートルの地点
㉖の地点	㉕の地点から 1度 35分 38秒	251.50メートルの地点

(3) 面 積 57,925.60平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位 置 茨城県北茨城市関南町仁井田地先公有水面

(2) 区 域 次の㉑の地点から㉖の地点までを順次に直線で結んだ線及び㉖の地点と㉑の地点とを結んだ線により囲まれた区域

㉑の地点	大津漁港埋立区域に係わる基準点 2 (北緯36度49分24.4730秒東経140度47分21.6659秒) から348度30分59秒349.52メートルの地点	
㉒の地点	㉑の地点から 84度 57分 13秒	38.00メートルの地点
㉓の地点	㉒の地点から 174度 54分 29秒	465.50メートルの地点
㉔の地点	㉓の地点から 84度 54分 29秒	50.00メートルの地点
㉕の地点	㉔の地点から 174度 54分 29秒	164.47メートルの地点
㉖の地点	㉕の地点から 264度 54分 29秒	347.53メートルの地点
㉗の地点	㉖の地点から 129度 54分 29秒	153.50メートルの地点
㉘の地点	㉗の地点から 219度 54分 29秒	52.50メートルの地点
㉙の地点	㉘の地点から 309度 54分 29秒	354.50メートルの地点
㉚の地点	㉙の地点から 5度 57分 13秒	208.00メートルの地点
㉛の地点	㉚の地点から 239度 07分 13秒	47.00メートルの地点
㉜の地点	㉛の地点から 329度 07分 13秒	34.00メートルの地点
㉝の地点	㉜の地点から 59度 07分 13秒	52.00メートルの地点

- ㉔の地点 ㉗の地点から 5 度 57 分 13 秒 347.62メートルの地点
 ㉕の地点 ㉔の地点から 73度57分13秒 293.37メートルの地点
 ㉖の地点 ㉕の地点から174度57分13秒 90.00メートルの地点
 ㉗の地点 ㉖の地点から155度57分13秒 8.00メートルの地点
 ㉘の地点 ㉗の地点から130度57分13秒 10.00メートルの地点
 ㉙の地点 ㉘の地点から108度57分13秒 10.00メートルの地点

(3) 面 積 316,092.23平方メートル

4 埋立地の用途

用 途	配 置	規 模
野 積 場 用 地	埋立地の北東側で陸地に面した側に配置，南西側の岸壁背後及び南東側の岸壁背後に配置	約 1 4,9 0 0 平方メートル
増殖関連施設用地	埋立地の北側で陸地に面した側に配置	約 4,9 0 0 平方メートル
漁港浄化施設用地	埋立地の北西側で陸地に面した側に配置	約 4,4 0 0 平方メートル
荷さばき所用地	埋立地の中央付近で西側から東側にかけて配置	約 1 1,1 0 0 平方メートル
道 路 用 地	埋立地の中央で荷さばき所用地に接した側，南西側で野積場用地と護岸の間及び南東側で野積場用地と護岸の間に配置	約 1 1,4 0 0 平方メートル
護 岸 敷	埋立地の西端，南西端，東端及び南東端に配置	約 6,8 0 0 平方メートル
岸 壁 敷	埋立地の南西側，南側及び南東側で野積場用地と荷さばき所用地の前面に配置	約 4,4 0 0 平方メートル

5 設 計 の 概 要

(1) 埋立地の地盤の高さ

D.L. (大津漁港工事基準面 (T.P.-1.115メートル) をいう。) +1.63メートルから + 4.50メートルとする。

(2) 護岸，堤防，岸壁その他これらに類する工作物の種類及び構造

名 称	種 類	構 造
護 岸 (1)	護 岸	傾斜堤 (基礎工事) 基礎捨石，被覆ブロック (本体工) 捨石，被覆ブロック

		(上部工) 場所打ちコンクリート 天端高 D.L. + 3.30メートル
護 岸 (2)	護 岸	傾斜堤 (基礎工) 基礎捨石, 被覆ブロック (本体工) 捨石, 被覆ブロック (上部工) 場所打ちコンクリート 天端高 D.L. + 4.00メートル 水叩幅 3.00メートル
護 岸 (3)	護 岸	ケーソン式 (基礎工) 基礎捨石, 根固ブロック (本体工) ケーソン (上部工) 場所打ちコンクリート 天端高 D.L. + 4.00メートル 水叩幅 4.25メートル
護 岸 (B) 護 岸 (C)	護 岸	直立消波ブロック式 (基礎工) 基礎捨石, 被覆石 (本体工) 直立消波ブロック, 底版ブロック (上部工) 場所打ちコンクリート 天端高 D.L. + 4.00メートル 水叩幅 3.75メートル
西防波護岸 (1)	護 岸	消波ブロック式傾斜堤 (基礎工) 基礎捨石, 根固石 (本体工) 捨石 (上部工) 場所打ちコンクリート (消波工) 異型ブロック 2トン D.L. + 4.50メートル 天端高 D.L. + 3.80メートル
西防波護岸 (2)	護 岸	消波ブロック式傾斜堤 (基礎工) 基礎捨石, 根固石 (本体工) 捨石 (上部工) 場所打ちコンクリート (消波工) 異型ブロック 4トン D.L. + 5.00メートル 天端高 D.L. + 4.30メートル
西防波護岸 (3)	護 岸	ケーソン (基礎工) 基礎捨石, 根固石 (本体工) ケーソン, 裏込石 (上部工) 場所打ちコンクリート 天端高 D.L. + 4.50メートル 水叩幅 5.45メートル

岸 壁 (1) 岸 壁 (5)	岸 壁	ケーソン (基礎工) 基礎捨石, 被覆石 (本体工) ケーソン, 裏込石 (上部工) 場所打ちコンクリート 天端高D.L.+ 2.70メートル エプロン幅 6.0 メートル
岸 壁 (2) 岸 壁 (3) 岸 壁 (4)	岸 壁	直立消波ブロック式 (基礎工) 基礎捨石, 被覆石 (本体工) 直立消波ブロック, 底版ブロック (上部工) 場所打ちコンクリート 天端高D.L.+ 2.70メートル エプロン幅 6.0~ 10.0 メートル
内防波堤 (A) 内防波堤 (B)	防波堤	直立消波ブロック式 (基礎工) 基礎捨石, 被覆石 (本体工) 直立消波ブロック, 底版ブロック (上部工) 場所打ちコンクリート 天端高D.L.+ 4.00メートル 水叩幅 3.60メートル
西防波堤	防波堤	ケーソン (基礎工) 基礎捨石, 被覆ブロック (本体工) ケーソン (上部工) 場所打ちコンクリート 天端高D.L.+ 4.50メートル 水叩幅 5.45メートル
導流堤	導流堤	消波ブロック傾斜堤 (基礎工) 基礎捨石, 根固石 (本体工) 捨石 (上部工) 場所打ちコンクリート (消波工) 異型ブロック 2トン D.L.+ 4.05メートル 天端高D.L.+ 3.20メートル

(3) 埋立てに関する工事の施行方法

ア 埋立工法

(ア) 工作物の工法

① 護岸 (1), (2)

現地盤を床掘りし, 基礎捨石を施行する。

本体工の捨石を投入し, 規定形状に仕上げ被覆ブロックを施行する。

上部工として場所打ちコンクリートを打設する。

② 護岸 (3)

現地盤を床掘りし、基礎捨石を施行する。

本体工のケーソンを据え付け裏込石を投入する。

本体が安定した後、上部工として場所打ちコンクリートを打設する。

③ 護岸 (B), (C)

基礎捨石を規定地盤高まで施行する。

本体工ブロックを据え付け裏込石を投入する。

本体が安定した後、上部工として場所打ちコンクリートを打設する。

④ 西防波護岸 (1)

現地盤を床掘りし、基礎捨石を施行する。

本体工の捨石を投入し、規定形状に仕上げる。

上部工として場所打ちコンクリートを打設し、消波工ブロックを据え付ける。

⑤ 西防波護岸 (2)

基礎捨石を規定地盤高まで施行する。

本体工の捨石を投入し、規定形状に仕上げる。

上部工として場所コンクリートを打設し、消波工のブロックを据え付ける。

⑥ 西防波護岸 (3)

基礎捨石を規定地盤高まで施行する。

本体工のケーソンを据え付け裏込石を投入する。

本体が安定した後、場所打ちコンクリートを打設する。

⑦ 岸壁 (1), (5)

現地盤を床掘りし、基礎捨石を施行する。

本体工のケーソンを据え付け裏込石を投入する。

本体が安定した後、上部工として場所打ちコンクリートを打設し、エプロン舗装をする。

⑧ 岸壁 (2), (3), (4)

現地盤を床掘りし、基礎捨石を施行する。

本体工のブロックを据え付け裏込石を投入する。

本体が安定した後、上部工として場所打ちコンクリートを打設し、エプロン舗装をする。

⑨ 内防波堤 (A), (B)

基礎捨石を規定地盤高まで施行する。

本体工のブロックを据え付ける。

上部工として場所打ちコンクリートを打設する。

⑩ 西防波堤

基礎捨石を規定地盤高まで施行する。

本体工のケーソンを据え付ける。

上部工として場所打ちコンクリートを打設する。

⑪ 導流堤

現地盤を床掘りし、基礎捨石を施行後、根固石を据え付ける。

被覆石及び消波工ブロックを据え付ける。

上部工として場所打ちコンクリートを打設する。

(イ) 埋立工事の工法

埋立ては、泊地しゅんせつにより発生する土砂を排砂管を通して埋立地まで搬入する。

また、河川改修により発生する土砂は、バックホウでダンプトラックに積み、埋立地に搬入する。

イ 埋立工法

埋立てに関する工事の施行順序

埋立てに関する工事の施行順序は、次のとおりである。ただし、床掘り、基礎捨石投入等の水質汚濁の恐れのある工種については、汚濁防止膜を展張りした後施行するものとする。

(ア) 内防波堤(A)、内防波堤(B)、西防波堤、導流堤工事及び泊地しゅんせつ工事、離岸堤の移設、既設の導流堤撤去工事並びに江戸上川及び里根川の計画河床までのしゅんせつを施行する。

里根川側の護岸、江戸上川側の西防波護岸及び導流堤の基礎工を平行して施行する。基礎工の完成した場所から本体工の捨石投入又はブロックの据え付けを行い、完成させる。

上部工は、本体工が完成した後施行し、完成させる。

(イ) 西防波堤護岸(C)、内防波堤(A)、護岸(B)及び内防波堤(B)の順に基礎工を施行し、完成させる。

基礎工が完成した場所からケーソン又はブロックを据え付け、本体工を完成させる。

本体工が完成した場所から上部工を施行し、完成させる。

(ウ) 江戸上川寄りの岸壁の基礎工を南側から施行し、完成させる。

基礎工の完成した場所からブロックを据え付け、本体工を完成させる。

江戸上川寄りの岸壁の本体工が完成した後、里根川寄りの岸壁の基礎工を南側から施行し、完成させる。

基礎工が完成した場所から本体工のブロックを据え付け、岸壁の外周を完成させる。

上部工は、埋立てがほぼ完成した後施行し、完成させる。

(エ) 埋立材投入は、護岸及び岸壁の外周部が完成した後、泊地しゅんせつを行い、排砂管で土砂を投入し、埋立てを開始する。

埋立てが完了後、整地、エプロン舗装及び道路の路盤工を施行し、埋立てを完成させる。

ウ 埋立工法

埋立てに用いる土砂等の種類

泊地しゅんせつ及び河川改修に伴って発生する土砂

※埋立て土砂が不足する場合は、サンドポケットから採取する。

(4) 公共施設の配置及び規模の概要

該当なし

6 埋立てに関する工事の施行に要する期間

埋立てに関する工事の着手した日から平成 7 年 3 月 31 日までとする。

7 添付図書の目録

- (1) 埋立必要理由書
- (2) 設計概要説明書
- (3) 資金計画書
- (4) 埋立てに関する工事に要する費用に充てる資金の調達方法を証する書類
- (5) 処分計画書
- (6) 環境保全に関し講じる措置を記載した図書
- (7) 公有水面埋立法第 4 条第 3 項の権利者の同意書
- (8) 公有水面埋立法第 10 条の施設の種類及び設置者を記載した書類
- (9) 一般平面図
- (10) 実測平面図
- (11) 求積平面図
- (12) 海 図
- (13) 埋立地横断面図
- (14) 埋立地縦断面図
- (15) 工作物構造図
- (16) 直前 3 箇月以内に撮影した埋立区域等の写真
- (17) 埋立てに用いる土砂等の採取場所及び採取量を記載した図書
- (18) 埋立地の用途図
- (19) 利用計画平面図
- (20) 既存の工作物構造図
- (21) 公 図

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも 1 月)
(休日の場合は繰下発行) (金 2, 3 0 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)